

○笛吹市行政情報の公表及び提供に関する要綱

平成20年6月11日

訓令第13号

改正 平成22年3月12日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、笛吹市情報公開条例(平成16年笛吹市条例第10号。以下「公開条例」という。)第26条にのっとり、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、実施機関が保有する行政情報(以下「保有情報」という。)を公表及び提供するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 情報の公表 この訓令の定めるところにより保有情報を義務的に市民に公にすることをいう。
- (3) 情報の提供 この訓令の定めるところにより保有情報を任意に市民に公にすることをいう。

(主要な保有情報の公表)

第3条 実施機関は、別表に掲げる事項を公表する。ただし、当該事項に公開条例第5条各号の規定による非開示情報に該当する項目が含まれるときは、この限りでない。

2 情報の公表は、別表に掲げる事項について保有情報を所管する部署の窓口において情報の発生の都度速やかに閲覧に供するとともに、次に掲げる方法のうち効果的なものにより行う。

- (1) 市の発行する広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) テレビ等による放送
- (4) 印刷物の配布又は刊行物の頒布
- (5) その他実施機関が適当と認めるもの

3 情報の公表について、法令、条例、規則及び訓令(以下「法令等」という。)に別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

(保有情報の提供)

第4条 実施機関は、前条の規定により公表した事項に関してさらに周知が必要なもの、その他の保有情報の提供に努める。

2 情報の提供は、前条第2項に規定する方法のうち効果的なものにより行う。

(公表又は提供する情報の充実)

第5条 情報の公表及び情報の提供に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、市民にわかりやすいものとなるよう努める。

(市民への周知等)

第6条 保有情報を所管する部署の長は、この訓令に基づき市民に公表した情報については速やかに公表情報一覧表(別記様式。以下「一覧表」という。)に記入し、これを総務部総務課長に提出する。総務部総務課長は、提出された一覧表を整理して全庁分の一覧表を作成し、1年間、総務部総務課窓口において閲覧に供し、かつ、市のホームページに掲載する。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。ただし、別表第7号及び第12号の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月12日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

1 公表情報一覧表
2 行政経営に関する重要方針(施政運営方針、予算編成方針、市長と部長のマニフェスト)
3 報道資料
4 財政に関する事項(当初予算概要、歳入歳出決算款別概要、財務諸表、財政状況)
5 監査報告及び決算審査意見書
6 主な行政計画(総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、地域福祉計画、障害者基本計画、障害福祉計画、健康増進計画、次世代育成支援行動計画、男女共同参画プラン、一般廃棄物処理基本計画、農業振興地域整備計画、水道事業基本計画、公共下水道事業基本計画)
7 行政評価に関する事項
8 行政改革に関する事項
9 職員給与、定員、組織及び人事等に関する事項
10 入札結果
11 パブリック・コメントの状況
12 庁議の議事概要
13 公文書の開示状況
14 附属機関の会議に関する事項